

中東情勢の影響を受けている事業者の皆様へ



「事故報告」について

補助事業期間内までに事業が完了できない場合、原則、補助金の交付はできません。ただし、7次公募に関して、中東情勢に起因する「事業者の責任によらない事由」として、補助事業実施期限（2026年10月1日(木)）までに事業を完了することが困難な事業者は、事故報告書を提出することで事業実施期間の延長が認められる場合があります。

（小規模事業者持続化補助金＜一般型 災害支援枠＞交付規程第16条、補助事業の手引き（7次受付締切分）18頁④）



対象となる方

中東情勢の影響により、補助事業実施期限内に事業を完了することが困難な事業者



- ・中東情勢の影響と補助事業実施が困難であることの因果関係が不明瞭な場合は、提出することができません。
- ・「申請時に周知の事実によるもの」（ウクライナ情勢、新型コロナウイルスの影響、半導体の供給不足等）を理由に事故報告書を提出することはできません。



報告期限

2026年9月24日（木） ※郵送：締切日当日消印有効

この期限までに事故報告書の提出が困難な場合は、お近くの商工会へご相談ください。

※ 8次公募及び9次公募について、中東情勢緊迫化に伴う我が国の経済への影響が今後も継続した場合は、両公募回も事故報告の対象となりえます。

延長期間や再延長の可否は以下のとおりです。



延長期間

延長できる期間は、当初の補助事業実施期間の終了日から最大12か月間です。

ただし、延長期間は、事由の影響度合いや事業の進捗状況等を踏まえ、個別に審査・決定されます。必ずしも一律で12か月の延長が認められるわけではありません。



再延長は原則不可

同じ事由による2回目以降の延長は、原則として認められません。中東情勢の緊迫化を受けて事業者が取った措置、並びにいつまで延長すれば事業を完遂できるか事故報告書に記載してください。



事業者の責任によらない事由とは

左の例は中東情勢に起因する「事業者の責任によらない事由」として報告対象となりうる例です。右の例は報告対象となりません。



報告対象となりうる例

- ・ 中東情勢の影響による原材料・部材の輸入遅延・調達困難
- ・ 中東情勢によるサプライチェーン混乱に伴う機械・設備の納品遅延
- ・ 上記に類する、中東情勢を起因とする事業者の責によらない納期・工期の遅延

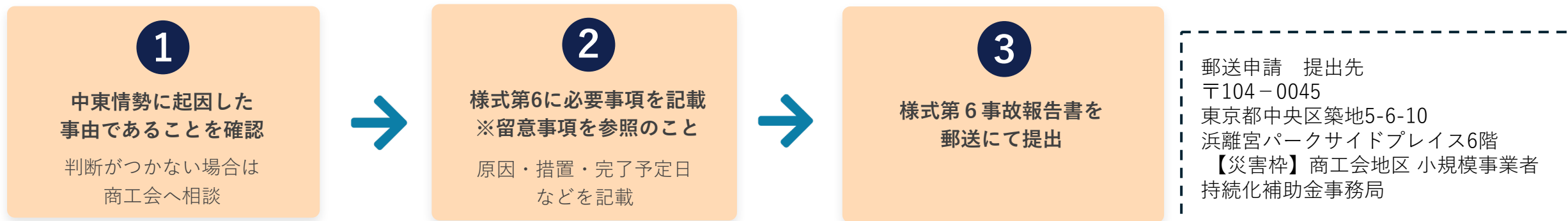


対象とならない例

- ・ 事業者自身の発注の遅れや、社内の事務手続の遅延
- ・ 資金繰りの都合、事業計画の見直しなど、事業者の事情による遅延
- ・ 補助事業への具体的な影響が説明されていない報告
- ・ ウクライナ情勢、新型コロナウイルスの影響、半導体の供給不足の事由

➡ 手続の流れ

「様式第6 事故報告書」を郵送で提出してください。



「事故報告書」の記入における留意事項

項目3：事故の原因及び内容

中東情勢の緊迫化に起因して生じた事象の内容、その影響により補助事業にどのような遅延が生じたか（当初予定と変更後の実施時期を含む。）、及び遅延期間を具体的にご記載ください。

【記載例】

中東情勢の緊迫化に起因して、原材料の輸入が遅延した状態になり、生産設備の導入に影響が生じ、設備の導入が当初2026年6月の予定だったが、結果的に2026年10月の導入となったため、4か月間の遅延が生じた。

項目5：事故に対して取った措置

事業実施期限内に補助事業を実施するために事業者が実際に取った対応方法（発注先の変更を検討した等）をご記載ください。

項目6：業務の遂行と完了日の予定

延長できる期間は、当初の補助事業実施期間の終了日から最大12か月間です。

※延長期間は、事由の影響度合いや事業の進捗状況等を踏まえ、個別に審査・決定されます。必ずしも一律で12か月の延長が認められるわけではありません。

項目7：事故が業務に及ぼす影響

事故により、補助事業の実施にどのような影響が生じたのかをご記載ください。



様式第6の記載内容について

下記を参照しながら「様式第6 事故報告書」を記入してください。

様式 第6

(様式第6)

年 月 日

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局 御中

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の事故報告書

小規模事業者持続化補助金＜一般型 災害支援枠（令和6年能登半島地震等）＞交付規程
第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名（補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。）
小規模事業者持続化補助金事業
(20●●年 月 日交付決定（●●收受付締切分）)
2. 補助金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）
3. 事故の原因および内容
4. 事故に係る金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）
5. 事故に対して取った措置
6. 業務の遂行と完了日の予定
7. 事故が業務に及ぼす影響

事故の原因および内容を記入してください。

事故に係る金額（補助対象経費）を記入してください。
※0円の場合は、「0」と記入してください

「事故に係る金額」は、補助対象経費の額です。
【例】
補助対象経費：50万円の機械装置及び10万円の委託費用
交付決定額：40万円
中東情勢の影響を受けたのは機械装置のみ場合、50万円
と記載。

事故に対して取った措置を記入してください。

補助事業が完了する予定日を記入してください。
※最長2027年10月1日まで

事故が業務に及ぼす影響を記入してください。